

在留邦人の皆様へ

## 「DV被害者支援のための相談窓口」開設のお知らせ

### —DV被害でお悩みの方へ—

在ブリスベン日本国総領事館は、当地域に在住する移住者のDV被害者を専門に支援する団体「Immigrant Women's Support Service」と提携し、2025年4月1日より、ドメスティック・バイオレンス（DV）で悩んでいる邦人のための相談窓口を再開いたしました。対象は豪州にお住まいの邦人で、相談者は日本語による以下のサービスを受けることができます。DV被害でお悩みの方は、まずは下記相談窓口までご連絡ください。（ブリスベン以外の地域にお住まいの方についても、お近くの適切なDV関連機関をご紹介します。）

1. DV被害者への包括的支援
2. DVカウンセリング及び一般的な相談
3. DV関連法律情報の提供
4. クイーンズランド州のDV裁判制度の情報提供
5. ブリスベン地域の裁判所で行われるDV裁判に関する支援
6. 適切なDV関連機関の紹介

### —相談窓口の連絡先—

名称：Immigrant Women's Support Service

電話：(07) 3846 3490

対応時間は、以下の日時となっています。

火・水：午前8時～午後4時

金：午後1時～午後4時

ホームページ：<http://www.iwss.org.au/>

日本語可・相談無料・秘密厳守